

## 特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

変更	現行
<p>第1. 記載要領</p> <p>(1) 基本的事項 略</p> <p>(2) 関係法令等 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号。以下「令」という。）</li> <li>・ 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和2年国土交通省令第99号。以下「省令」という。）</li> <li>・ <u>省令第2条、第3条及び第12条第2項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示</u>（令和2年国土交通省告示第1563号。以下「告示」という。）</li> </ul>	<p>第1. 記載要領</p> <p>(1) 基本的事項 略</p> <p>(2) 関係法令等 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号。以下「令」という。）</li> <li>・ 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和2年国土交通省令第99号）</li> <li>・ <u>特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和2年国土交通省令第99号）第2条、第3条及び第12条第2項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示</u>（令和2年国土交通省告示第1563号。以下「告示」という。）</li> </ul>

<p>第1. 記載要領</p> <p>(略)</p> <p>(3) 各様式の記載事項について</p> <p>(略)</p> <p>なお、添付書類については、頁数の目安は特段ないので留意されたい。<u>ただし、提出書類は、要求基準に係る様式、評価基準に係る様式、添付書類、解説資料ごとに分けてまとめることが望ましい。その上で、複数の要求基準及び評価基準に係る添付書類については、それぞれ関係する要求基準及び評価基準を明示した上で1部のみ提出されたい。</u></p> <p>(略)</p> <p>■評価基準に係る様式</p> <p>(略)</p> <p>※評価基準に係る様式については、区域整備計画の記載事項の理解を深めるための補足説明として解説資料を別途添付することも可能である（解説資料の頁数としては全体で<u>150頁</u>以内。）。なお、解説資料は区域整備計画外のものとして認定審査の対象とはならない旨申し添える。</p>	<p>第1. 記載要領</p> <p>(略)</p> <p>(3) 各様式の記載事項について</p> <p>(略)</p> <p>なお、添付書類については、頁数の目安は特段ないので留意されたい。</p> <p>(略)</p> <p>■評価基準に係る様式</p> <p>(略)</p> <p>※評価基準に係る様式については、区域整備計画の記載事項の理解を深めるための補足説明として解説資料を別途添付することも可能である（<u>頁数</u>としては全体で<u>100頁</u>以内。）。なお、解説資料は区域整備計画外のものとして認定審査の対象とはならない旨申し添える。</p>
---	--

【様式：評価基準 25】 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除  
(略)

< 具体的記載項目 >

- ① カジノ施設の特徴 (設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法
- ② I R 事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針
- ③ 「ギャンブル等依存が疑われる者の割合」等の算出 (実測値及び将来目標)
- ④ 依存症対策項目の具体的内容
- ⑤ カジノ施設及び I R 区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容
- ⑥ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目 (例えば、来訪者による迷惑行為への対策等) の具体的内容
- ⑦ カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策

(略)

< 実測値の算出方法 >

判定基準: 申請者が設定する。ただし、判定基準の設定理由を詳細に記載する。

(※1)

【様式：評価基準 25】 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除  
(略)

< 具体的記載項目 >

- ① カジノ施設の特徴 (設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法
- ② I R 事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針
- ③ 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出 (実測値及び将来目標)
- ④ 依存症対策項目の具体的内容
- ⑤ カジノ施設及び I R 区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容
- ⑥ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目 (例えば、来訪者による迷惑行為への対策等) の具体的内容
- ⑦ カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策

(略)

< 実測値の算出方法 >

判定基準: SOGS (The South Oaks Gambling S c r e e n、米国サウスオークス財団)。SOGS 判定基準に従い、「3～4点、過去1年以内: P o t e n t i a l p a t h o l o g i c a l g a m b l e r (P r o b l e m g a m b l e r) (以下「問題ギャンブラー」という。)」及び「5点以上、過去1年以内: P r o b a b l e p a t h o l o g i c a l g a

m b l e r (以下「病的ギャンブラー」という。)」を算出する。

調査対象地域：申請者が設定する（例えば、IR区域を整備しようとする都道府県等の単位が考えられる。）。調査対象地域及びその設定根拠を記載する。

調査方法：申請者が設定するとともに、毎年度同じ調査方法とする。(※2)

調査数：申請者が設定するとともに、毎年度同程度の有効回答数を確保する。(※3)

※1 例えば、平成29年度「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）」及び令和2年度「娯楽と健康に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）」では、SOG S及びPG S I判定基準に従い算出している。令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）」では、PG S I判定基準に従い算出している。

※2 例えば、平成29年度「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）」では、住民基本台帳から無作為抽出した対象者に面接調査を実施している。また、令和2年度「娯楽と健康に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）」及び令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）」では、住民基本台帳から無作為抽出した対象者に紙媒体の調査票を郵送し、紙媒体の回答票の返送又はインターネット回答を求めている。

※3 例えば、平成29年度「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」

調査対象地域：申請者が設定する（例えば、IR区域を整備しようとする都道府県等の単位が考えられる。）。調査対象地域及びその設定根拠を記載する。

調査方法：申請者が設定するとともに、毎年度同じ調査方法とする。(※1)

調査数：申請者が設定するとともに、毎年度同程度の有効回答数を確保する。(※2)

(新設)

※1 例えば、平成29年度「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）」では、住民基本台帳から無作為抽出した対象者に面接調査を実施している。また、令和2年度「娯楽と健康に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）」では、住民基本台帳から無作為抽出した対象者に紙媒体の調査票を郵送し、紙媒体の回答票の返送又はインターネット回答を求めている。

※2 例えば、平成29年度「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」

では、国内の「ギャンブル等依存が疑われる者（SOG S 5点以上、過去1年以内）の割合」を成人の0.8%（95%信頼区間：0.5～1.1%）と推計している点、令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」では、国内の「ギャンブル等依存が疑われる者（PG S I 8点以上、過去1年間）の割合」を成人の1.7%（95%信頼区間：1.4～1.9%）と推計している点を踏まえ、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように標本設計を行う。

(略)

(参考)「ギャンブル等依存が疑われる者の割合」等の「実測値及び将来目標」

の記載イメージ

	実測値(○年度)
<u>ギャンブル等依存が疑われる者の割合</u>	

では、国内の「ギャンブル等依存が疑われる者（SOG S 5点以上、過去1年以内）の割合」を成人の0.8%（95%信頼区間：0.5～1.1%）と推計している点を踏まえ、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように標本設計を行う。

(略)

(参考)「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の「実測値及び将来目標」

の記載イメージ

	実測値(○年度)
<u>ギャンブル等依存が疑われる者等の割合(病的ギャンブラー+問題ギャンブラー)</u>	